

○議長（濱野良一君）

教育民生常任委員長 岡野能之君。

○教育民生常任委員長（岡野能之君）

おはようございます。

閉会中の令和3年2月17日に教育民生常任委員会を開催いたしましたので、その内容を報告いたします。

はじめに、生涯学習課より、オリンピック聖火リレー実施について説明がありました。コロナの影響により延期となっていた聖火リレーについて、香川県では4月17日、18日に実施されるということです。土庄町は、4月18日に土庄港から土庄町役場までの約1.8kmのルートを10区間に分割し、10名のランナーでつなぎ走行する。10時15分から11時30分まで、土庄港から土庄町役場までを全面通行止めとし、規制中は町道大木戸鹿島線をう回路として使用する。詳細については、関係機関と協議を行いながら随時進めていくと説明がありました。

続いて、生涯学習関連施設の利用計画について説明がありました。勤労者体育館は、利用開始から41年が経過しており、建物の老朽化と耐震構造にはなっていないため、安全面を考慮して、令和3年4月末で運用を停止する。また、令和3年5月より旧土庄高校体育館を代替施設として、運用を開始する予定であるとの説明がありました。

委員より、勤労者体育館の維持管理と将来の活用方法についても考えてほしいとの意見がありました。

次に、旧土庄高校3号館の生涯学習課の活用部分について説明がありました。令和3年度中に改修を行ったのち、令和4年4月より2階部分の一部に、土庄と湊崎の放課後子ども教室を移転させる予定である。また、2階の残り部分については、戸形公民館、旧図書館にある文化財関係資料などを移転し、保管をする予定であるとの説明を受けました。

委員より、文化財で5部屋も使用するのはいらないので、子ども用の勉強室は作れないのかとの意見があり、文化財については野外活動センターなどにも多数資料があるので整理をしたい。勉強室については、管理体制の問題があり、今のところ設置する予定はないと回答がありました。

続いて、中央公民館の管理体制について説明があり、7月に教育委員会事務局の大部分の職員は新庁舎に移転するため、中央公民館の管理業務について、数名の職員を残して管理を行う予定である。また、移転に伴い中央公民館事務所部分には、土庄町社会福祉協議会の事務局が移転する予定で、土庄町社会福祉協議会の事務局が入居していた総合福祉会館には、新たに土庄町商工会が入居する予定であるとの報告がありました。

委員より、中央公民館の管理について、職員を2名配置するよりも、将来は委託の方向も考えてほしいとの意見がありました。

続いて教育総務課より、コロナ対策について説明があり、こども園の子ども用アクリルパネル100枚、職員室用25枚を設置する。また、小中学校のスクールバス14台の座席等全ての内装に、1度吹きつけると最低2年間ほもつという光触媒の入った液を吹きつけて抗ウイルス対策を行うとのことでした。

同じく、コロナ対策として密状態を避けるため、スクールバス購入について説明がありました。小学校の四海線は、座席数65席に対し60席が埋まり、大変密な状態であるため、来年度に中型の40人乗りを1台購入し、60人を2つに分けて運行するとの報告がありました。

次に、四海こども園建設の進捗状況について説明があり、今後の予定は、令和3年4月または5月に入札、令和4年1月末までに完成。2月に移転を済ませ、3月に5歳児の終了式を新園舎で行う予定とのことでした。

続いてGIGAスクール構想について報告があり、現在の進捗状況は、小中学校ともに、1月末までに校内のネット環境の整備及びiPad823台全ての納品が完了していると報告がありました。現在は、ICT支援員が小中学校に1人ずつおり、その方を中心に4月のタブレット活用に向けて職員の研修会を実施している。

また、利用規定について説明があり、主なポイントとして、基本は学校の中で使うこととしている。外に持ち出す場合は、校長が許可をするルールにしている。今後、タブレットで授業をしている様子なども委員会に事例報告をしていくとのことでした。

委員より、GIGAスクール構想について始める前に保護者に対しての説明会等はないのかとの質問があり、学校で使ってから対応を考えるとの回答がありました。

続いて健康福祉課より、新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施については未確定ではあるが、土庄町ではどのような体制で実施されるかのイメージについて説明がありました。

現段階では、ワクチンが小豆島中央病院に冷凍配送され、接種前に解凍し、小豆島中央病院、個別の医療機関、豊島診療所及び予定している集団接種会場（やすらぎプラザ、総合会館、各地区体育館など）に冷蔵配送を行う。

町内の接種対象者は12200人強である。今後、段階的に接種が実施されていく予定だが、対象人数の多さや接種の方法の複雑さなどさまざまな課題が山積しており、非常に困難な作業が長期にわたるとの説明がありました。

接種費用は無料で、接種は努力義務となっており、情報提供を行った上で、同意のある方に接種される。また、副反応による健康被害が生じた場合、国が予防接種法に基づく救済を行うとの説明がありました。

接種券の発送は、3月中旬以降に予診票とともに発送する予定としており、接種方法については、個別の医療機関または集団接種会場で行うが、密や診療体制の混乱を避けるため、時間を区切って完全予約制で実施するとの説明がありました。

予約方法については、やすらぎプラザに予約センターを設け電話で受け付けを行い、周知方法については、供給体制が明らかになり周知体制が整った時点で、ホームページ、広報、防災無線、チラシなどで幅広く周知を行う予定としているとの説明がありました。

委員より、両町で差異は出てくると思うが、小豆島全体を考えた効率的な接種のため、できるだけ情報を共有しながら取り組んでほしいとの意見がありました。

続いて、第6期土庄町障害福祉計画・第2期土庄町障害児福祉計画について説明がありました。

策定するにあたり、国が掲げる7つの目標をもとに計画を進めて行くとともに、土庄町に即した計画を策定するため、障がい者へのアンケート調査、計画策定委員会及びパブリックコメントの意見を踏まえ、計画を確定していくとの説明がありました。

委員より、第5期の計画が終わるが、その実施等についての検証をして報告をしてほしいといった意見がありました。

続いて、敬老事業の見直しについて説明がありました。現在、敬老会などを開催する自治会や婦人会に対し、満79歳以上の高齢者一人あたり1300円の補助金を交付しており、9月の敬老月間に合わせて高齢者へのお祝い金やお祝いの品に充てたり、敬老会開催費用に活用してもらっている。今回の見直し案では、令和3年度より単価を1300円から5000円に増額しようとするものであるとの説明がありました。

委員より、コロナ禍で事業の見直しが必要な中、敬老事業の補助金を増額するのは疑問だとの意見があり、高齢者の外出機会や元気に長生きしていただく機会を作るためのお祝い金を出す方法として、他市町のように88歳、90歳など個別の年齢で区切ってお祝い金を出すと予算規模も大きくなる。また、その年齢に達しないとお祝い金がもらえないというのではなく、数え年80歳以上で一律に5000円相当のサービスが受けられるという制度設計にしているとの回答がありました。

続いて、第8期土庄町高齢者保健福祉計画・土庄町介護保険事業計画の進捗について説明がありました。計画期間は、令和3年度から令和5年度までで、将来的に段階的に保険料が増額となっていくことを見据え、第8期計画においては、200円の増額としている。介護保険料を調整する方法としては、これまで

積み立ててきた介護給付費準備基金を取り崩す方法があるが、将来的に保険料が高くなるときに、保険料を抑制することが必要となると考え、今回については保険料設定の端数調整のため、660 万を取り崩す予定としているとの説明がありました。

続いて住民環境課から、一般廃棄物の処分についての説明がありました。土庄町は令和 2 年 4 月 1 日から、燃えないごみと小豆島クリーンセンターの焼却灰を綾川町にある株式会社富士クリーンへ島外搬出している。なお、現在小豆島クリーンセンターの焼却灰については、小江自治会理解の上、小江最終処分場で整地の下地に利用することについて了承を得ている。また、1 月 27 日に三重県伊賀市を訪問し、焼却灰約 400 トンをリサイクル及び埋立処分として受け入れの協議をした。2 月下旬に事前協議終了通知を送付してもらい、その後、契約予定で進めている。

綾川町へは、2 月 12 日に訪問し、令和 3 年度は破砕ごみ約 300 トンの受け入れをお願いした。焼却灰については、約 400 トンを伊賀市、約 400 トンは小江最終処分場で整地の下地に利用することを説明し、今後の土庄町の計画に理解をいただいた。町のごみの減量はまだ十分とは言えず、見直せる点について取り組んでいきたいとの説明がありました。

また、1 月 22 日の当委員会で報告した一般廃棄物最終処分場及び汚泥再生処理センター建設等の整備については、町の財政状況を踏まえながら、少しでも経費のかからない選択も視野に入れ、考えられる案について現在、検討を進めているとの説明がありました。

委員より、伊賀市に搬出する理由は、今より料金が安くなるからかとの質問があり、経費がかからないようには考えているが、リスクを分散するためにあらゆる受け入れ先を考えておく必要があるためとの回答がありました。

また、委員よりごみ分別のガイドブックについて質問があり、順次、広報にて配布すると予定しており、2 月及び 3 月で配布するとの回答がありました。

次に、太陽光発電設備設置工事について説明があり、今回設置した 4 カ所について土庄町負担額は、総事業費 3 億 33 万 3 千円から補助金所要額 2 億 416 万 5 千円を引いた残りの部分が町負担となり、その部分に過疎債を充当した場合、町単独部分は 2880 万円になるとのことでした。

次に、町有墓地維持管理助成金交付について、町有墓地などの水道料金の減免制度がなくなったことによる急激な負担増を軽減するため、令和 3 年度から 3 年間段階的に助成を行う。助成率は、水道料金に対して令和 3 年度が 60%、令和 4 年度が 40%、令和 5 年度が 20%であると説明がありました。

次に、ごみ袋委託販売手数料について説明がありました。経緯として、令和 2 年 3 月 9 日に公正取引委員会の消費税転嫁対策特別措置法に基づいて、消費税

増額分を取引先に転嫁していないかの検査があった。町の指定ごみ袋の販売手数料については、事業所及び自治会、婦人会と販売に係る委託業務をしており、販売に係る手数料について、事業所は販売金額の1割、自治会、婦人会へは2割支払っている。今回の検査で令和元年10月1日以後の本件業務の対価について、消費税率の引き上げ分を上乗せすることなく据え置いた事実が認められたため、公正取引委員会より指導を受けた。指導内容は、①令和元年10月1日以後の本件業務の対価について、消費税率引き上げ分を上乗せして、事業者を支払うこと。②措置を講じたことを町の担当者と事業者等に周知すること。③今後、同様の行為を繰り返さないこと。④これらの採った措置を、速やかに公正取引委員会に書面で報告すること、である。

原因としては、消費税率の引き上げにより消費税額の計算を行ったが、計算上生じた1円未満の端数を切り捨てて支払ってしまったためである。

対応として、消費税率引き上げ分を上乗せして支払うことを各団体に周知し、令和元年10月1日から令和2年6月30日までの本来支払われるべき金額との差額分を算出し、契約書を締結の上、令和2年10月30日に全額返還した。消費税転嫁対策特別措置法の認識が甘く、理解不足のまま指定ごみ袋の料金の改正や据え置きを行ったため、このような事態を招いたことを深く反省していると報告がありました。

委員より、今後このようなことがないようにきちんとやってほしいという要望がありました。

以上で、閉会中の教育民生常任委員会の報告を終わります。